

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和6年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業等に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの申請受付決定事務 障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、入浴、食事等の介護や相談、用具の給付又は貸与、その他の日常生活上の援助を要する障害者に対して、申請に基づき必要となる支援の程度を決定し、提供するもの 自立支援医療の申請受付決定事務 心身の障害を除去又は軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付について、申請に基づき支給決定等を行うもの 補装具の申請受付決定事務 身体障害者の失われた部位、機能障害の部分を補い、必要な身体機能を獲得又は補うための用具の交付及び修理について、申請に基づき給付決定等を行うもの 地域生活支援事業に関する事務 本市で行う地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業、移動支援事業、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業、訪問入浴サービス事業、障害児タイムケア事業、日帰りショートステイ事業)について、申請に基づき支給決定等を行うもの。
③システムの名称	ふれあい(障害福祉システム)、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス給付情報ファイル、自立支援医療情報ファイル、補装具情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表の項番117 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条 明石市個人番号の利用に関する条例第4条 別表の項番7
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会にかかる法令根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項番第144項、第145項、第146項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条 別表の項番7 <p><情報提供にかかる法令根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項番第11項、第15項、第20項、第37項、第42項、第75項、第80項、第81項、第125項、第144項、第155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活支援室障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	明石市福祉局生活支援室障害福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 078-918-1344
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7項及び別表第二第108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7項及び別表第二第16、26、56-2、57、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1項第1号ル及び第3号ル、第19条第1項第1号タ、第30条第1項第11号、第31条第1項第1号ヘ及び第2号ホ、第44条第1項第1号タ	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二第108項、第109項、第110項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条-2、第55条-3 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7項及び別表第二第8、11、16、20、26、53、56-2、57、87、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条-2	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部障害福祉課	福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	瀧 浩人	中田 章雄	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター	明石市政策局市民相談室行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	明石市福祉部障害福祉課	明石市福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	中田 章雄	室長兼課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供・移転しない	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分である	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	ふれあい(障害福祉システム)、共通宛名システム、統合宛名システム、中間サーバー	ふれあい(障害福祉システム)、共通宛名システム、統合宛名システム、中間サーバー、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ②法令上の根拠	※情報照会について省略 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7項及び別表第二第8、11、16、20、26、53、56-2、57、87、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条-2	※情報照会について省略 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7項及び別表第二第8項、第11項、第16項、第20項、第26項、第53項、第56-2項、第57項、第87項、第108項、第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条-2-2	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	室長兼課長	課長	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	[1,000人以上1万人未満] 平成27年9月1日時点	[1,000人以上1万人未満] 令和3年2月1日時点	事後	システム再構築に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	[500人未満] 平成27年9月1日時点	[500人未満] 令和3年2月1日時点	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない [十分である]	[○]提供・移転しない []	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和4年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	ふれあい(障害福祉システム)、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム	ふれあい(障害福祉システム)、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	システム名称の修正
令和4年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二第108項、第109項、第110項 ～中略～ <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第7項及び別表第二第8項、第11項、第16項、第20項、第26項、第53項、第56-2項、第57項、第87項、第108項、第116項 ～以下略～	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二第108項、第109項、第110項 ～中略～ <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8項及び別表第二第8項、第11項、第16項、第20項、第26項、第53項、第56-2項、第57項、第87項、第108項、第116項 ～以下略～	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和5年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の申請受付決定事務	1. 障害福祉サービスの申請受付決定事務	事後	
令和5年6月16日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	障害福祉サービス給付情報ファイル、自立支援医療情報ファイル、地域生活支援事業情報ファイル、補装具情報ファイル	障害福祉サービス給付情報ファイル、自立支援医療情報ファイル、補装具情報ファイル	事後	
令和6年6月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 障害福祉サービスの申請受付決定事務 障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、入浴、食事等の介護や相談、用具の給付又は貸与、その他の日常生活上の援助を要する障害者に対して、申請に基づき必要となる支援の程度を決定し、提供するもの 2. 自立支援医療の申請受付決定事務 心身の障害を除去又は軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付について、申請に基づき支給決定等を行うもの 3. 補装具の申請受付決定事務 身体障害者の失われた部位、機能障害の部分を補い、必要な身体機能を獲得又は補うための用具の交付及び修理について、申請に基づき支給決定等を行うもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 障害福祉サービスの申請受付決定事務 障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、入浴、食事等の介護や相談、用具の給付又は貸与、その他の日常生活上の援助を要する障害者に対して、申請に基づき必要となる支援の程度を決定し、提供するもの 2. 自立支援医療の申請受付決定事務 心身の障害を除去又は軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付について、申請に基づき支給決定等を行うもの 3. 補装具の申請受付決定事務 身体障害者の失われた部位、機能障害の部分を補い、必要な身体機能を獲得又は補うための用具の交付及び修理について、申請に基づき支給決定等を行うもの 4. 地域生活支援事業に関する事務 本市で行う地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業、移動支援事業、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業、訪問入浴サービス事業、障害児タイムケア事業、日帰りショートステイ事業)について、申請に基づき支給決定等を行うもの。	事後	条例改正に伴う独自利用事務の追加
令和6年6月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	・番号法第9条第1項及び別表の項番117 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条別表の項番7	事後	法改正及び条例改正に伴う修正
令和6年6月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二第108項、第109項、第110項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条-2、第55条-3 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び別表第二第8項、第11項、第16項、第20項、第26項、第53項、第56-2項、第57項、第87項、第108項、第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条-2-2	<情報照会にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項番第144項、第145項、第146項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条別表の項番7 <情報提供にかかる法令根拠> ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項番第11項、第15項、第20項、第37項、第42項、第75項、第80項、第81項、第125項、第144項、第155項	事後	法改正及び条例改正に伴う修正
令和6年6月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	[1,000人以上1万人未満] 令和3年2月1日時点	[1,000人以上1万人未満] 令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月4日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	[500人未満] 令和3年2月1日時点	[500人未満] 令和6年4月1日時点	事後	